省　令

○総務省令第八十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を次のように定める。

平成二十二年十月十四日

総務大臣　片山　善博

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

無線設備規則の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

4　第二項に規定する無線局の無線設備のうち、同項に規定する期間の末日において法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明を現に受けているもの及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証を現に受けている工事設計に基づくものは、第二項に規定する期間の経過後も、なお同項に規定する機能を有することを要しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（児童福祉施設最低基準の特例）」を付し、同条中「乳児をいう」の下に「。次条において同じ」を加える。

第二条を次のように改める。

第二条　地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）であって、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

別表第三の二の項を次のように改める。

二	保育所における保育士配置要件の緩和事業
	第二条

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第二十九号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定により盲導犬の訓練を目的とする法人として指定した財団法人関西盲導犬協会から名称の変更の届出があったので、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十四日

国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

一　財団法人関西盲導犬協会の名称

(一)　変更前の名称　財団法人関西盲導犬協会

(二)　変更後の名称　公益財団法人関西盲導犬協会

二　変更の年月日　平成二十二年九月一日

○総務省告示第三百七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、保岡興治東京後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成十九年総務省告示第三百四十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十月十四日

総務大臣　片山　善博

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部保岡興治東京後援会のうち「東京都千代田区永田町二―一七―一〇」を「東京都千代田区永田町二―一七―一〇」に改める。

○総務省告示第三百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、岩國哲人後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十一年総務省告示第四百十八号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十月十四日

総務大臣　片山　善博

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部岩國哲人後援会のうち

「主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市中区相生町四―六九　翁町一―四―五」を削る。

○総務省告示第三百七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、自由民主党千葉県参議院比例区第四十支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十一年総務省告示第四百三十六号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十月十四日

総務大臣　片山　善博

(一)　政党の支部の部自由民主党千葉県参議院比例区第四十支部のうち「千葉県千葉市中央区中央三―三―八」を「千葉県千葉市中央区中央三―八―八」に改める。

○総務省告示第三百七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、政治結社愛和塾及び総研から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十一年総務省告示第五百三十八号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十月十四日

総務大臣　片山　善博

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部政治結社愛和塾のうち「香川県丸亀市富士見町二―七―四」を「香川県丸亀市富士見町二―七―二」に改め、同部総研のうち「福井県福井市菅谷二―七―一」を「福井県福井市菅谷二―七―一〇」に改める。